

見附市選挙管理委員会告示第16号

令和7年7月20日執行予定の参議院比例代表選出議員選挙において
公職選挙法（昭和25年法律第100号）第62条第2項、第4項及び
第5項の規定により開票立会人を定めるくじを行うべき場所、日時を次の
とおり定める。

令和7年6月25日

見附市選挙管理委員会

委員長 佐野 眞砂子

1. くじを行う日時 7月17日

午後5時30分

2. くじを行う場所 見附市役所 4階 402会議室